

大阪市の個人情報保護

（令和5年度運用状況報告書）

大阪市総務局行政部行政課（情報公開グループ）

目 次

1	実施機関別個人情報を取り扱う事務の届出件数 . . .	1
2	保有個人情報の開示等請求の状況	1
3	保有個人情報の開示等請求に対する決定等の状況 . .	1
4	不服申立ての状況	2
5	審議会答申の状況	2
6	制度の概要	2
7	参考資料	11

1 実施機関別個人情報を取り扱う事務の届出件数〔表 1 参照〕

個人情報を取り扱う事務の届出（条例第 3 条）の令和 5 年度末の届出件数は 3,296 件となっており、令和 5 年度中に開始届出された事務 18 件の増及び廃止届出された事務 1 件の減により、前年度末（3,279 件）と比較して 17 件（0.5%）増加しています。

実施機関（担当所属）別の届出件数としては、区役所が 810 件（24.6%）と最も多く、次いで福祉局が 274 件（8.3%）、健康局が 201 件（6.1%）となっています。

2 保有個人情報の開示等請求の状況

(1) 開示請求

開示請求件数（請求方別）〔表 2 参照〕

開示請求件数は、請求者が実施機関に提出した開示請求書の数で、1 枚を 1 件として算出しています。

〔 ※ 1 件の開示請求に対して、複数の開示決定等を行うことがあるため、開示請求の件数と開示決定等の件数は、必ずしも一致しません。 〕

令和 5 年度の保有個人情報の開示請求件数は全体で 321 件となっており、前年度（370 件）と比較して 49 件（13.2%）減少しています。

請求方法別では、窓口での請求が 240 件（74.8%）、郵送が 54 件（16.8%）、電子申請が 27 件（8.4%）となっています。

(2) 訂正請求及び利用停止請求〔表 3 及び表 4 参照〕

それぞれの件数は、請求者が実施機関に提出した請求書の数で、1 枚を 1 件として算出しています。令和 5 年度の保有個人情報の訂正請求は 2 件、利用停止請求は 2 件となっています。

3 保有個人情報の開示等請求に対する決定等の状況

(1) 開示請求

ア 決定状況

(ア) 年度別の決定状況〔表 5 参照〕

決定件数は、上記 2 (1) の開示請求から取下げ等があったものを除く開示請求に対して行った開示決定等の件数を算出しています。

〔 ※ 1 件の開示請求に対して、複数の開示決定等を行うことがあるため、開示請求の件数と開示決定等の件数は、必ずしも一致しません。 〕

令和 5 年度の決定件数は全体で 378 件となっており、前年度（385 件）と比較して 7 件（1.8%）減少しています。

(イ) 実施機関（担当所属）別の決定状況〔表 6 及び表 7 参照〕

実施機関（担当所属）別の決定件数としては、福祉局が 48 件（12.7%）と最も多く、次いで、教育委員会事務局が 34 件（9.0%）、天王寺区役所が 33 件（8.7%）となっています。これら 3 つの合計は 115 件（30.4%）と全体の約 3 割を占めています。

イ 不開示理由別の内訳〔表 8 参照〕

不開示理由としては、「第 78 条第 1 項第 2 号 個人に関する情報」が 96 件（38.7%）と最も多く、次いで「第 78 条第 1 項第 7 号 事務事業遂行情報」が 95 件（38.3%）となっています。

これらの合計は 191 件（77.0%）であり、第 78 条第 1 項第 2 号及び第 7 号が不開

示理由の半数以上を占めています。

(2) 訂正請求 [表 9～11 参照]

令和 5 年度の訂正請求の決定件数は、2 件です。

(3) 利用停止請求 [表 12～14 参照]

令和 5 年度の利用停止請求の決定件数は、2 件です。

4 不服申立ての状況 [表 15 参照]

令和 5 年度において、大阪市個人情報保護審議会（以下「審議会」といいます。）に新たに諮問があった件数は 44 件であり、過年度から繰越された諮問 306 件との合計は 350 件です。

このうち、令和 5 年度に処理されたものが 57 件あり、令和 5 年度末の残諮問件数（令和 6 年度に繰越される件数）は 293 件となっています。その内訳は、令和 2 年度に諮問されたものが 161 件、令和 3 年度に諮問されたものが 86 件、令和 4 年度に諮問されたものが 2 件、令和 5 年度に諮問されたものが 44 件です。

5 審議会答申の状況

令和 5 年度は、審議会から不服申立てに対する答申が 29 件（答申第 181 号から第 209 号まで）出されました。これらの答申のうち、原決定妥当と判断されたものは 17 件、原決定一部取消しと判断されたものは 10 件、審査請求は却下すべきと判断されたものは 1 件、原決定一部取消し及び審査請求のうち一部は却下すべきと判断されたものは 1 件でした。

各答申の内容については、下記 URL をご参照ください。

[大阪市個人情報保護審議会答申の概要]

<http://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000006350.html>

6 制度の概要

(1) 個人情報保護制度の意義と目的

情報処理技術及び電気通信技術の発達と経済のサービス化・ソフト化に伴い、情報の有する価値が飛躍的に高まっており、公的部門・民間部門を問わず、大量の個人情報が収集され、利用されるようになっていきます。

このような情報化の進展は、市民に各種サービスの向上など多くの利便をもたらす一方で、本人が予期し得ない中で自己情報が収集され、流通し、あるいは不正確で不完全な情報が蓄積され、流通していることに対して市民の不安感が高まっており、また、個人の権利利益に重大な侵害を引き起こす可能性が大きくなっています。

そこで、これらの状況に適切に対処し得る個人情報の保護施策として、個人情報の適切な取扱いなど個人情報の保護に関し必要な措置や事項を定めるとともに、自己に関する個人情報の開示や訂正等を請求する権利を保障することにより、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることを目的として大阪市の個人情報保護制度が確立されました。

(2) 個人情報保護制度の成立

本市においては、情報化社会の進展によるプライバシー侵害の危険性の増大や市民

のプライバシー意識の高まりなどに対応して昭和 62 年 7 月に「大阪市情報公開懇談会」にプライバシー保護に関する事項を調査審議する専門部会を設置し、その審議結果が同年 11 月に「個人情報の保護についての提言」として取りまとめられ、市長に提出されました。提言では、処理形態、対象部門など個人情報保護の基本的な考え方のほか、本市がコンピュータ処理している情報についての記録、利用、提供のあり方、本人の権利など個人情報保護の具体的方策が示されました。

この提言の趣旨を踏まえ、昭和 63 年に「大阪市電子計算機処理に係る個人情報保護条例」を制定・施行し、電子計算機によって処理する個人情報の保護を図ってきました。

しかし、大阪市が保有する個人情報には、電子計算機処理以外にマニュアル処理（手作業処理）に係る個人情報も大量に存在していること、また、民間事業者においても多くの個人情報を保有しており、適切な保護対策が求められていることから、総合的な個人情報保護制度を確立するため、平成 6 年 3 月には、市長が大阪市個人情報保護審議会に対し諮問し、同年 12 月に同審議会から市長に「総合的な個人情報保護制度のあり方について（答申）」が出されました。答申では、総合的な個人情報保護制度の基本的な考え方ははじめ、本市が保有する個人情報の収集、利用、管理に関する保護措置、自己情報の開示、訂正、削除などの請求のほか、民間事業者が保有する個人情報の保護制度などについて、具体的な内容が示されました。

この答申の趣旨を踏まえて、本市では平成 7 年 3 月に「大阪市個人情報保護条例」を制定し、同年 10 月より施行しました。

(3) 個人情報の保護に関する法律の自治体適用

令和 5 年 4 月 1 日より、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）が地方自治体にも適用されることになりました。従前は、個人情報等の定義も、その取扱いに関する基本的ルールも、自治体ごとに条例で定めていましたが、法に基づき全国共通の扱いがなされることとなりました。

これに伴い、令和 5 年 2 月に、「大阪市個人情報保護条例」の全部改正により、法が条例に委任した事項や、各自治体における裁量が認められている事項、市会における個人情報の取扱い等を規定した「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、同年 4 月より施行しました。

昭和 62 年 11 月	大阪市情報公開懇談会から「個人情報の保護についての提言」が市長に対して提出される。（マニュアル処理情報については、引き続き検討が必要とされる。）
昭和 63 年 4 月	「大阪市電子計算機処理に係る個人情報保護条例」を施行
平成 4 年 12 月 ～ 5 年 5 月	本市における「個人情報保有状況調査（マニュアル処理）」を実施
平成 6 年 3 月	市長が、大阪市個人情報保護審議会に対し諮問（本市が保有する個人情報及び民間事業者が保有する個人情報の保護措置を含む総合的な個人情報保護制度のあり方について）
平成 6 年 12 月	同審議会から「総合的な個人情報保護制度のあり方について（答申）」が提出される。
平成 7 年 3 月	「大阪市個人情報保護条例」を公布

平成 7 年 10 月	同条例を施行（施行と同時に「大阪市電子計算機処理に係る個人情報保護条例」は廃止）
平成 12 年 3 月	「大阪市個人情報保護条例等の一部を改正する条例」による改正（平成 12 年 4 月 1 日施行）（「禁治産者」を「成年被後見人」に改めた。）
平成 12 年 12 月	「大阪市青少年問題協議会条例等の一部を改正する条例」による改正（平成 13 年 1 月 6 日施行）（「総務庁長官」を「総務大臣」に改めた。）
平成 13 年 3 月	「大阪市公文書公開条例を改正する条例」による改正（平成 13 年 4 月 1 日施行）（大阪市公文書公開条例の改正に伴い、公文書の定義等を改めた。）
平成 13 年 4 月	「大阪市会情報公開条例」による改正（平成 13 年 10 月 1 日施行）（同条例の制定に伴う整備）
平成 15 年 10 月	市長が、大阪市個人情報保護審議会に対し諮問（個人情報保護制度の見直しについて。個人情報の保護に関する法律等個人情報保護関連 5 法の公布、一部施行を受けたもの。）
平成 16 年 5 月	同審議会から「個人情報保護制度の見直しに関する中間とりまとめ」が公表される。
平成 16 年 10 月	同審議会から「個人情報保護制度の見直しについて（答申）」が提出される。
平成 17 年 3 月	「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成 17 年 4 月 1 日施行）（「個人情報保護制度の見直しについて（答申）」を受けたもの） 「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成 17 年 4 月 1 日施行）（「大阪市会議長」が新たに実施機関に加わった。）
平成 18 年 3 月	「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成 18 年 4 月 1 日施行）（「本市が設立した地方独立行政法人」が新たに実施機関に加わった。）
平成 21 年 3 月	「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成 21 年 4 月 1 日施行）（統計法の改正に伴う整備）
平成 26 年 12 月	「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成 26 年 12 月 1 日施行）（個人情報保護審議会の権限に属する事項の範囲及び委員の定数を改めるとともに、同審議会に部会を設置することにした。）
同月	市長が、大阪市個人情報保護審議会に対し諮問（個人情報保護制度の見直しについて。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の公布、一部施行を受けたもの。）
平成 27 年 3 月	同審議会から「大阪市個人情報保護制度の見直しについて（答申）」が提出される。
平成 27 年 10 月	「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成 27 年 10 月 13 日施行）（是正の申出制度を苦情の処理制

	度に統合した。)
同月	「大阪市特定個人情報保護条例」を公布（平成 27 年 10 月 13 日施行）
平成 27 年 12 月	「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成 28 年 1 月 1 日施行）（個人情報の保護に関する法律の改正に伴う整備）
平成 28 年 3 月	「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成 28 年 4 月 1 日施行）（行政不服審査法の改正を受けた行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正等に伴い、大阪市個人情報保護審議会への諮問事項に不作為に係る審査請求を追加するなどした。）
同月	「大阪市農業委員会の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例」による個人情報保護条例の改正（平成 28 年 10 月 3 日施行）（農業委員会の廃止に伴い、手続等に係る経過措置などを定めた。）
平成 29 年 2 月	「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成 29 年 4 月 1 日施行。ただし、一部の改正規定は、平成 29 年 5 月 30 日施行。）（地方独立行政法人大阪産業技術研究所の設立に伴い、手続等に係る経過措置などを定めた。）
同月	「大阪市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成 29 年 4 月 1 日施行。ただし、一部の改正規定は、平成 29 年 5 月 30 日施行。）（地方独立行政法人大阪産業技術研究所の設立に伴い、手続等に係る経過措置などを定めた。）
平成 29 年 9 月	「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成 29 年 9 月 28 日施行。ただし、一部の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行）（実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときに市長に届け出なければならない事項、実施機関が事務の目的の範囲を超えてその保有する個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することができる場合、実施機関がその保有する個人情報の電子計算機処理を行うときに通信回線による電子計算機の結合を行うことができる場合等を改めた。）
平成 30 年 3 月	「大阪市交通事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例」による大阪市個人情報保護条例及び大阪市特定個人情報保護条例の改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）（交通事業の廃止に伴う整備）
平成 31 年 2 月	「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成 31 年 4 月 1 日施行）（「公立大学法人大阪」及び「地方独立行政法人大阪市博物館機構」が新たに実施機関に加わった。）
同月	「大阪市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成 31 年 4 月 1 日施行）（「公立大学法人大阪」及び「地方独立行政法人大阪市博物館機構」が新たに実施機関に加わった。）

令和 3 年 3 月	「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（令和 3 年 4 月 1 日施行）（「地方独立行政法人天王寺動物園」が新たに実施機関に加わるなどした。）
同月	「大阪市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（令和 3 年 4 月 1 日施行）（「地方独立行政法人天王寺動物園」が新たに実施機関に加わるなどした。）
令和 3 年 10 月	「大阪市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（令和 3 年 10 月 5 日施行）（保有特定個人情報の訂正を行った場合の通知先を改めるなどした。）
令和 4 年 3 月	「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（令和 4 年 4 月 1 日施行）（市長が行う調査、勧告又は公表の対象としない事業者による個人情報の提供行為の範囲を改めるなどした。）
同月	「本市が設置する高等学校等の大阪府への移管等に伴う関係条例の整備に関する条例」による大阪市特定個人情報保護条例の改正（令和 4 年 4 月 1 日施行）（本市が設置する高等学校等の大阪府への移管等に伴う整備）
令和 5 年 2 月	「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（令和 5 年 4 月 1 日施行）（個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、実施機関又は大阪市会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるなどした。）

(3) 個人情報保護制度の基本原則

法第 3 条は、個人情報がプライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人が「個人として尊重される」ことを定めた憲法第 13 条の下、慎重に取り扱われるべきことを示すとともに、個人情報を取り扱う者は、その目的や態様を問わず、このような個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければならないとの基本理念を示しています。

行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び個人情報取扱事業者等の個人情報等を取り扱う各主体においては、この基本理念を十分に踏まえるとともに、官民や地域の枠又は国境を越えた政策や事業活動等において、法の目的を実現するため、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用 of 促進に取り組む必要があります。

(4) 個人情報保護制度の主な内容

ア 実施機関（法第 2 条第 11 項第 2 号、条例第 2 条第 2 項第 1 号）

法に基づき個人情報保護制度を実施する本市の機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方独立行政法人大阪市民病院機構、地方独立行政法人大阪市博物館機構及び地方独立行政法人天王寺動物園

なお、大阪市会議長は、条例に基づき、個人情報保護制度を実施します。

イ 対象となる個人情報（法第2条第1項）

生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものです。

- (ア) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

- (イ) 個人識別符号が含まれるもの

ウ 地方公共団体の責務（法第5条）

地方公共団体は、法の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有します。

エ 個人情報の適正な取扱い

- (ア) 保有の制限等（法第61条）

A 個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含みます。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければなりません。

B 上記Aにより特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはなりません。

C 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはなりません。

- (イ) 利用目的の明示（法第62条）

本人から直接書面（電磁的記録を含みます。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、原則として、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければなりません。

- (ロ) 不適正な利用の禁止（法第63条）

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはなりません。

- (ハ) 適正な取得（法第64条）

偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはなりません。

- (ニ) 正確性の確保（法第65条）

利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければなりません。

- (ホ) 安全管理措置（法第66条）

保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。なお、この義務は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が当該委託を受けた業務を行う場合や指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合等にも負うこととなります。

- (ヘ) 利用及び提供の制限（法第69条）

法令に基づく場合を除き、次に掲げる場合を除き、利用目的以外の目的のため

に保有個人情報を利用し、又は提供してはなりません。ただし、次に掲げる場合であっても、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することはできません。

A 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき

B 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき

C 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき

D A～Cに掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき

(ク) 事務の届出、目録の閲覧（条例第3条）

個人情報を取り扱う事務の開始、変更又は廃止に際して、実施機関及び大阪市会議長による市長への事前の届出を義務付けるとともに、届出事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供することを定めています。

(ケ) 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知（条例第4条、第5条）

実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするとき（通知した事項を変更しようとするときも同じです。）に、あらかじめ、市長に対して通知することとしています。これについては、市会が市会個人情報ファイルを保有しようとするとき（通知した事項を変更しようとするときも同じです。）も同様です。

(コ) 審議会への報告等（条例第65条）

実施機関及び大阪市会議長は、個人情報の目的外利用、電子計算機処理の開始、存否応答拒否等を行う場合には、あらかじめその旨を市長に届け出るとともに、その実施状況を取りまとめて、毎年度、審議会に報告します。報告を受けた審議会は、それに対し、意見を述べることができます。

オ 自己に関する保有個人情報の開示等請求

以下については、法が適用される実施機関を前提に記載していますが、大阪市会議長に関しても、同様の制度が条例に規定されています。

(ア) 開示請求権（法第76条）

何人も行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって上記の開示を請求することができます。開示請求は、市民相談室（市役所本庁舎1階）、郵便又は行政オンラインシステムにて受け付けています。

(イ) 開示請求に対する決定（条例第7条、第8条）

A 開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、当該保有個人情報の開示又は不開示を決定し、請求者に対し書面により通知しなければなりません。ただし、正当な理由があるときは、30日を限度として延長することができます。

す。

B 開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該保有個人情報のうち相当の部分につき 44 日以内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うことができます。

(ウ) 保有個人情報の開示義務（法第 78 条）

開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる不開示情報が含まれている場合を除き、開示しなければなりません。

A 開示請求者等の生命等を害するおそれがある情報

B 開示請求者以外の個人に関する情報

C 法人等情報

D 審議・検討等情報

E 事務事業遂行情報

(エ) 裁量的開示と存否応答拒否（法第 80 条、第 81 条）

開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、裁量的に当該保有個人情報を開示することができるとともに（裁量的開示）、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができます。（存否応答拒否）

(オ) 第三者保護の手続（法第 86 条）

開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、当該第三者に意見書提出の機会を付与することができるなど、第三者保護の手続を整備しています。

(カ) 訂正請求権（法第 90 条から第 97 条まで、条例第 9 条第 1 項）

何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含みます。）を請求することができます。訂正請求の受付は、市民相談室（市役所本庁舎 1 階）、郵便又は行政オンラインシステムにて受け付けています。

実施機関は、当該訂正請求があった日の翌日から起算して 30 日以内に当該保有個人情報の訂正を行う旨又は行わない旨（請求を拒否するとき及び請求に係る保有個人情報を保有していないときを含みます。）を決定し、請求者に対し書面により通知しなければなりません。また、開示請求と同様に決定期間の延長や期限の特例について定めています。

(キ) 利用停止請求権（法第 98 条から第 103 条まで、条例第 9 条第 1 項）

何人も、自己を本人とする保有個人情報に、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により利用されているとき、偽りその他の不正の手段により取得されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的のために利用され、若しくは提供されていると思料するときは、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下あわせて「利用停止」という。）を請求することができます。利用停止請求の受付は、市民相談室（市役所本庁舎 1 階）、郵便又は行政オンラインシステムにて受け付けています。

実施機関は、当該利用停止請求があった日の翌日から起算して 30 日以内に当

該保有個人情報の利用停止を行う旨又は行わない旨（請求を拒否するとき及び請求に係る保有個人情報を保有していないときを含みます。）を決定し、請求者に対し書面により通知しなければなりません。また、開示請求と同様に決定期間の延長や期限の特例について定めています。

カ 審査請求（法第 105 条、条例第 55 条）

開示決定等について審査請求があったときは、大阪市個人情報保護審議会に諮問しなければなりません。

キ 費用負担（条例第 60 条、第 63 条）

保有個人情報の開示請求等に係る手数料は無料ですが、写しの交付については、請求者が、保有個人情報が記録されている公文書の写しの作成及び送付（郵便料金）に要する費用を負担します。大阪市個人情報保護審議会に提出された意見書又は資料の写しの交付についても、交付を受ける者が、当該写しの作成及び送付（郵便料金）に要する費用を負担します。

ク 罰則（条例第 74 条から第 80 条まで）

実施機関の職員及び受託業務の従事者等による、保有個人情報の不正提供・盗用に対する罰則又は実施機関の職員による職権を濫用した個人の秘密に属する事項が記録された文書等の収集等に対する罰則が定められています。

ケ 特定個人情報保護評価（特定個人情報保護条例第 4 条）

実施機関は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する評価書について、特定個人情報保護評価に関する規則に定める必要な見直しを行ったときは、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、大阪市個人情報保護審議会の意見を聴かなければなりません。

コ 行政機関等匿名加工情報に係る提案募集（法第 111 条、第 112 条、条例第 66 条）

令和 5 年度は 593 件の個人情報ファイル簿について作成及び公表を行い、そのうち 187 件について令和 6 年 2 月 28 日から令和 6 年 3 月 28 日まで提案募集を行いました。

上記の提案募集に対し、1 件の提案がありました。

提案を受けて行政機関等匿名加工情報を作成した場合にあっては、当該行政機関等匿名加工情報の作成状況を取りまとめて、毎年度、審議会に報告しなければなりません。

7 参考資料

表 1 実施機関別個人情報を取り扱う事務の届出件数

実施機関名		令和 4 年度末 (A)	開始 (B)	変更	廃止 (C)	計 (D=B-C)	令和 5 年度末 (A+D)
担当所属名							
市長	副首都推進局	19	5	1	0	5	24
	市政改革室	9	0	0	0	0	9
	デジタル統括室	13	0	0	0	0	13
	総務局	51	0	0	0	0	51
	都市交通局	9	0	0	0	0	9
	区役所	808	2	5	0	2	810
	政策企画室	23	0	0	0	0	23
	危機管理室	31	0	0	0	0	31
	経済戦略局	183	3	3	0	3	186
	万博推進局	19	2	0	0	2	21
	市民局	113	2	1	0	2	115
	財政局	55	0	0	0	0	55
	契約管財局	49	0	0	0	0	49
	計画調整局	136	0	0	0	0	136
	福祉局	273	1	3	0	1	274
	健康局	200	1	0	0	1	201
	こども青少年局	186	1	0	1	0	186
	環境局	146	0	2	0	0	146
	都市整備局	195	0	0	0	0	195
	建設局	132	0	0	0	0	132
	大阪港湾局	52	0	0	0	0	52
	会計室	16	0	0	0	0	16
小 計		2,718	17	15	1	16	2,734
大阪市会議長		43	0	0	0	0	43
教育委員会		199	1	0	0	1	200
選挙管理委員会		29	0	0	0	0	29
人事委員会		13	0	0	0	0	13
監査委員		16	0	0	0	0	16
固定資産評価審査委員会		1	0	0	0	0	1
水道局長		95	0	0	0	0	95
消防長		117	0	0	0	0	117
地方独立行政法人大阪市民病院機構		11	0	0	0	0	11
地方独立行政法人大阪市博物館機構		22	0	0	0	0	22
地方独立行政法人天王寺動物園		15	0	0	0	0	15
合 計		3,279	18	15	1	17	3,296

表 2 開示請求件数（請求方法別）

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
窓 口	569	89.0	457	86.9	444	84.1	280	75.7	240	74.8
郵 送	70	11.0	67	12.7	68	12.9	71	19.2	54	16.8
電子申請	—	—	2	—	16	3.0	19	5.1	27	8.4
合 計	639		526		528		370		321	

表 3 訂正請求件数（請求方法別）

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
窓 口	29	100.0	6	100.0	25	80.6	8	100.0	2	100.0
郵 送	0	0.0	0	0.0	6	19.4	0	0.0	0	0.0
電子申請	—	—	0	—	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	29		6		31		8		2	

表 4 利用停止請求件数（請求方法別）

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
窓 口	7	87.5	3	60.0	16	69.6	1	100.0	1	50.0
郵 送	1	12.5	2	40.0	6	26.1	0	0.0	1	50.0
電子申請	—	—	0	—	1	4.3	0	0.0	0	0.0
合 計	8		5		23		1		2	

表 5 年度別の決定状況（開示請求）

年 度	決定件数	決 定 状 況						
		開 示	部 分 開 示	全 部 非開示	不存在による 非 開 示	存否 応答拒否	開示請求却下	
							権利濫用	その他
令和元年度	1,010	402	172	9	371	27	0	29
令和2年度	845	304	140	11	358	1	0	31
令和3年度	699	230	106	5	245	2	69	42
令和4年度	385	119	128	8	125	1	3	1
令和5年度	378	136	125	13	95	0	7	2
直近5年計	3,317	1,191	671	46	1,194	31	79	105

※1 1件の開示請求に対して複数の開示決定等を行うことがあり、又、請求後に取り下げられることがあるため、請求件数と決定件数は一致しない

※2 権利濫用については、開示請求を却下する理由として「権利の濫用」の旨が明示されているものの件数

表 6 令和 5 年度実施機関別決定状況（開示請求）

実施機関名	決定件数	決 定 状 況						
		開 示	部 分 開 示	全 部 非開示	不存在による 非 開 示	存否 応答拒否	開示請求却下	
担当所属名							権利濫用	その他
副首都推進局	0	0	0	0	0	0	0	0
市政改革室	1	0	0	0	1	0	0	0
デジタル統括室	1	1	0	0	0	0	0	0
総務局	24	7	9	2	6	0	0	0
都市交通局	0	0	0	0	0	0	0	0
北区役所	8	0	1	0	0	0	7	0
都島区役所	18	6	2	0	10	0	0	0
福島区役所	7	0	7	0	0	0	0	0
此花区役所	0	0	0	0	0	0	0	0
中央区役所	1	1	0	0	0	0	0	0
西区役所	1	0	1	0	0	0	0	0
港区役所	1	0	1	0	0	0	0	0
大正区役所	4	2	1	0	1	0	0	0
天王寺区役所	33	16	8	1	8	0	0	0
浪速区役所	1	0	0	1	0	0	0	0
西淀川区役所	6	4	1	0	1	0	0	0
淀川区役所	8	3	3	0	2	0	0	0
東淀川区役所	9	3	2	0	4	0	0	0
東成区役所	22	9	6	0	6	0	0	1
生野区役所	4	0	3	0	1	0	0	0
旭区役所	2	1	1	0	0	0	0	0
城東区役所	4	2	1	0	1	0	0	0
鶴見区役所	0	0	0	0	0	0	0	0
阿倍野区役所	8	4	3	0	1	0	0	0
住之江区役所	2	2	0	0	0	0	0	0
住吉区役所	12	6	3	0	2	0	0	1
東住吉区役所	2	0	0	0	2	0	0	0
平野区役所	29	6	12	0	11	0	0	0
西成区役所	3	2	1	0	0	0	0	0
政策企画室	3	3	0	0	0	0	0	0
危機管理室	0	0	0	0	0	0	0	0
経済戦略局	8	4	0	0	4	0	0	0
中央卸売市場	0	0	0	0	0	0	0	0
万博推進局	0	0	0	0	0	0	0	0
I R 推進局	8	8	0	0	0	0	0	0
市民局	6	0	4	0	2	0	0	0
財政局	8	3	2	1	2	0	0	0
契約管財局	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪都市計画局	0	0	0	0	0	0	0	0
計画調整局	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉局	48	17	12	0	19	0	0	0
健康局	6	1	3	1	1	0	0	0
こども青少年局	16	0	12	0	4	0	0	0
環境局	1	1	0	0	0	0	0	0
都市整備局	3	1	2	0	0	0	0	0
建設局	1	0	0	0	1	0	0	0
大阪港湾局	1	1	0	0	0	0	0	0
会計室	0	0	0	0	0	0	0	0
行政委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	320	114	101	6	90	0	7	2
大阪市会議長	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	34	11	14	7	2	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	1	1	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
水道局長	1	1	0	0	0	0	0	0
消防長	14	6	8	0	0	0	0	0
地方独立行政法人大阪市民病院機構	8	3	2	0	3	0	0	0
地方独立行政法人大阪市博物館機構	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人天王寺動物園	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	378	136	125	13	95	0	7	2

※ 1 権利濫用については、開示請求を却下する理由として「権利の濫用」の旨が明示されているものの件数

表 7 年度別・実施機関別決定件数（開示請求）

実施機関名		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
市 長	担当所属名					
	副首都推進局	3	1	0	0	0
	市政改革室	3	2	0	0	1
	デジタル統括室（旧 ICT 戦略室）	3	1	0	0	1
	人事室	8	4	5	—	—
	総務局	193	181	184	26	24
	都市交通局	2	1	0	0	0
	北区役所	150	163	166	7	8
	都島区役所	11	9	4	44	18
	福島区役所	8	3	4	1	7
	此花区役所	8	8	1	0	0
	中央区役所	15	14	4	4	1
	西区役所	6	6	1	0	1
	港区役所	12	4	2	2	1
	大正区役所	6	4	16	0	4
	天王寺区役所	9	4	19	36	33
	浪速区役所	10	8	1	0	1
	西淀川区役所	5	7	6	8	6
	淀川区役所	26	21	9	21	8
	東淀川区役所	10	45	23	9	9
	東成区役所	4	3	1	6	22
	生野区役所	22	10	6	3	4
	旭区役所	8	8	5	9	2
	城東区役所	14	3	6	3	4
	鶴見区役所	5	16	11	5	0
	阿倍野区役所	33	16	7	2	8
	住之江区役所	6	10	7	7	2
	住吉区役所	7	12	4	7	12
	東住吉区役所	18	7	12	10	2
	平野区役所	23	10	20	20	29
	西成区役所	6	4	10	12	3
	政策企画室	56	30	13	2	3
	危機管理室	4	3	0	0	0
	経済戦略局	3	1	0	3	8
	中央卸売市場	3	1	0	0	0
	万博推進局	—	—	0	0	0
	I R 推進局	2	1	0	0	8
	市民局	11	7	16	11	6
	財政局	4	17	5	9	8
	契約管財局	3	0	0	5	0
	大阪都市計画局	—	—	0	0	0
	計画調整局（旧 都市計画局）	4	1	1	1	0
	福祉局	200	118	85	48	48
	健康局	19	18	6	9	6
	こども青少年局	8	16	8	17	16
	環境局	3	5	2	0	1
	都市整備局	3	1	0	0	3
	建設局	1	8	2	0	1
	大阪港湾局（旧 港湾局）	3	2	0	0	1
	会計室	3	2	0	0	0
	行政委員会事務局	2	2	2	0	0
	小 計	966	818	674	347	320
	大阪市会議長	0	0	0	0	0
	教育委員会	29	13	11	23	34
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0
	人事委員会	0	0	0	1	1
	監査委員	0	0	6	0	0
	固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0
	水道局長	0	0	0	0	1
	消防長	13	14	8	13	14
	公立大学法人大阪市立大学	—	—	—	—	—
	地方独立行政法人大阪市民病院機構	2	0	0	1	8
	地方独立行政法人大阪市博物館機構	0	0	0	0	0
	地方独立行政法人天王寺動物園	—	—	0	0	0
	合 計	1010	845	699	385	378

※ 1 万博推進局については、令和 4 年 1 月からの件数

※ 2 大阪都市計画局については、令和 3 年 11 月からの件数

表 8 年度別不開示理由件数

非 開 示 理 由	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
第19条第 1 号 開示請求者の生命等を害するおそれのある情報	3	6	9	7
第19条第 2 号 個人に関する情報	137	101	65	89
第19条第 3 号 法人等情報	80	51	36	34
第19条第 4 号 任意提供情報	1	0	0	0
第19条第 5 号 審議・検討・協議情報	6	12	6	13
第19条第 6 号 事務事業遂行情報	66	67	57	85
第19条第 7 号 公共の安全・秩序維持情報	15	2	5	6
第19条第 8 号 法令秘情報	2	6	2	8
合 計	310	245	180	242

※ 1 件の決定で複数の不開示理由を付すことがあるため、合計は決定件数とは一致しない

非 開 示 理 由	令和 5 年度
第78条第 1 項第 1 号 開示請求者の生命等を害するおそれのある情報	8
第78条第 1 項第 2 号 個人に関する情報	96
第78条第 1 項第 3 号 法人等情報	29
第78条第 1 項第 6 号 審議・検討・協議情報	20
第78条第 1 項第 7 号 事務事業遂行情報	95
合 計	248

※ 1 件の決定で複数の不開示理由を付すことがあるため、合計は決定件数とは一致しない

※令和 5 年 4 月 1 日より地方自治体にも個人情報保護法が適用されている

表 9 年度別の決定状況（訂正請求）

年 度	決定件数	決 定 状 況					
		訂 正	訂 正 不承認	不存在による 訂正不承認	存否 応答拒否	訂正請求却下	
						権利濫用	その他
令和元年度	32	2	29	1	0	0	0
令和 2 年度	6	0	6	0	0	0	0
令和 3 年度	31	1	5	0	0	0	25
令和 4 年度	9	1	7	1	0	0	0
令和 5 年度	2	0	1	1	0	0	0

※ 1 権利濫用については、訂正請求を却下する理由として「権利の濫用」の旨が明示されているものの件数

表 10 令和 5 年度実施機関別決定状況（訂正請求）

実施機関名	決定件数	決 定 状 況					
担当所属名		訂 正	訂 正 不承認	不存在による 訂正不承認	存否 応答拒否	訂正請求却下	
						権利濫用	その他
副首都推進局	0	0	0	0	0	0	0
市政改革室	0	0	0	0	0	0	0
デジタル統括室	0	0	0	0	0	0	0
総務局	0	0	0	0	0	0	0
都市交通局	0	0	0	0	0	0	0
北区役所	0	0	0	0	0	0	0
都島区役所	0	0	0	0	0	0	0
福島区役所	0	0	0	0	0	0	0
此花区役所	0	0	0	0	0	0	0
中央区役所	0	0	0	0	0	0	0
西区役所	0	0	0	0	0	0	0
港区役所	0	0	0	0	0	0	0
大正区役所	0	0	0	0	0	0	0
天王寺区役所	0	0	0	0	0	0	0
浪速区役所	0	0	0	0	0	0	0
西淀川区役所	0	0	0	0	0	0	0
淀川区役所	0	0	0	0	0	0	0
東淀川区役所	0	0	0	0	0	0	0
東成区役所	0	0	0	0	0	0	0
生野区役所	0	0	0	0	0	0	0
旭区役所	0	0	0	0	0	0	0
城東区役所	0	0	0	0	0	0	0
鶴見区役所	0	0	0	0	0	0	0
阿倍野区役所	0	0	0	0	0	0	0
住之江区役所	0	0	0	0	0	0	0
住吉区役所	0	0	0	0	0	0	0
東住吉区役所	0	0	0	0	0	0	0
平野区役所	1	0	0	1	0	0	0
西成区役所	0	0	0	0	0	0	0
政策企画室	0	0	0	0	0	0	0
危機管理室	0	0	0	0	0	0	0
経済戦略局	0	0	0	0	0	0	0
中央卸売市場	0	0	0	0	0	0	0
万博推進局	0	0	0	0	0	0	0
I R推進局	0	0	0	0	0	0	0
市民局	0	0	0	0	0	0	0
財政局	0	0	0	0	0	0	0
契約管財局	0	0	0	0	0	0	0
大阪都市計画局	0	0	0	0	0	0	0
計画調整局	0	0	0	0	0	0	0
福祉局	0	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0	0
こども青少年局	1	0	1	0	0	0	0
環境局	0	0	0	0	0	0	0
都市整備局	0	0	0	0	0	0	0
建設局	0	0	0	0	0	0	0
大阪港湾局	0	0	0	0	0	0	0
会計室	0	0	0	0	0	0	0
行政委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0
小 計	2	0	1	1	0	0	0
大阪市会議長	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
水道局長	0	0	0	0	0	0	0
消防長	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人大阪市民病院機構	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人大阪市博物館機構	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人天王寺動物園	0	0	0	0	0	0	0
合 計	2	0	1	1	0	0	0

※ 1 権利濫用については、訂正請求を却下する理由として「権利の濫用」の旨が明示されているものの件数

表 11 年度別・実施機関別決定件数（訂正請求）

実施機関名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
担当所属名						
市長	副首都推進局	0	0	0	0	0
	市政改革室	0	0	0	0	0
	デジタル統括室（旧 ICT戦略室）	0	0	0	0	0
	人事室	0	0	0	—	—
	総務局	6	1	2	0	0
	都市交通局	0	0	0	0	0
	北区役所	11	0	0	0	0
	都島区役所	0	0	0	0	0
	福島区役所	0	0	0	0	0
	此花区役所	0	0	0	0	0
	中央区役所	0	0	0	0	0
	西区役所	0	0	0	0	0
	港区役所	1	0	3	0	0
	大正区役所	0	0	0	0	0
	天王寺区役所	1	0	1	4	0
	浪速区役所	0	0	0	0	0
	西淀川区役所	0	0	0	0	0
	淀川区役所	0	0	0	0	0
	東淀川区役所	0	1	0	0	0
	東成区役所	0	0	0	0	0
	生野区役所	0	0	25	0	0
	旭区役所	0	0	0	0	0
	城東区役所	0	0	0	0	0
	鶴見区役所	0	0	0	0	0
	阿倍野区役所	0	0	0	0	0
	住之江区役所	0	0	0	0	0
	住吉区役所	0	0	0	0	0
	東住吉区役所	0	0	0	0	0
	平野区役所	0	4	0	1	1
	西成区役所	0	0	0	0	0
	政策企画室	0	0	0	0	0
	危機管理室	0	0	0	0	0
	経済戦略局	0	0	0	0	0
	中央卸売市場	0	0	0	0	0
	万博推進局	—	—	0	0	0
	IR推進局	0	0	0	0	0
	市民局	2	0	0	2	0
	財政局	0	0	0	0	0
	契約管財局	0	0	0	0	0
	大阪都市計画局	—	—	0	0	0
	計画調整局（旧 都市計画局）	0	0	0	0	0
	福祉局	11	0	0	2	0
	健康局	0	0	0	0	0
	こども青少年局	0	0	0	0	1
	環境局	0	0	0	0	0
	都市整備局	0	0	0	0	0
	建設局	0	0	0	0	0
	大阪港湾局（旧 港湾局）	0	0	0	0	0
	会計室	0	0	0	0	0
	行政委員会事務局	0	0	0	0	0
小 計		32	6	31	9	2
大阪市会議長		0	0	0	0	0
教育委員会		0	0	0	0	0
選挙管理委員会		0	0	0	0	0
人事委員会		0	0	0	0	0
監査委員		0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0	0
水道局長		0	0	0	0	0
消防長		0	0	0	0	0
公立大学法人大阪市立大学		—	—	—	—	—
地方独立行政法人大阪市民病院機構		0	0	0	0	0
地方独立行政法人大阪市博物館機構		0	0	0	0	0
地方独立行政法人天王寺動物園		—	—	0	0	0
合 計		32	6	31	9	2

※1 万博推進局については、令和4年1月からの件数

※2 大阪都市計画局については、令和3年11月からの件数

表 12 年度別の決定状況（利用停止請求）

年 度	決定件数	決 定 状 況					
		利用停止	利用停止 不承認	不存在による 利用停止 不承認	存否 応答拒否	利用停止請求却下	
						権利濫用	その他
令和元年度	9	0	9	0	0	0	0
令和２年度	56	0	56	0	0	0	0
令和３年度	23	0	7	0	0	0	16
令和４年度	1	0	1	0	0	0	0
令和５年度	2	0	2	0	0	0	0

※１ 権利濫用については、利用停止請求を却下する理由として「権利の濫用」の旨が明示されているものの件数

表 13 令和 5 年度実施機関別決定状況（利用停止請求）

実施機関名	決定件数	決 定 状 況					
担当所属名		利用停止	利用停止 不承認	不存在による 利用停止 不承認	存否 応答拒否	利用停止請求却下	
						権利濫用	その他
市 長	副首都推進局	0	0	0	0	0	0
	市政改革室	1	0	1	0	0	0
	デジタル統括室	0	0	0	0	0	0
	総務局	0	0	0	0	0	0
	都市交通局	0	0	0	0	0	0
	北区役所	0	0	0	0	0	0
	都島区役所	0	0	0	0	0	0
	福島区役所	0	0	0	0	0	0
	此花区役所	0	0	0	0	0	0
	中央区役所	0	0	0	0	0	0
	西区役所	0	0	0	0	0	0
	港区役所	0	0	0	0	0	0
	大正区役所	0	0	0	0	0	0
	天王寺区役所	0	0	0	0	0	0
	浪速区役所	0	0	0	0	0	0
	西淀川区役所	0	0	0	0	0	0
	淀川区役所	0	0	0	0	0	0
	東淀川区役所	0	0	0	0	0	0
	東成区役所	0	0	0	0	0	0
	生野区役所	0	0	0	0	0	0
	旭区役所	0	0	0	0	0	0
	城東区役所	0	0	0	0	0	0
	鶴見区役所	0	0	0	0	0	0
	阿倍野区役所	0	0	0	0	0	0
	住之江区役所	1	0	1	0	0	0
	住吉区役所	0	0	0	0	0	0
	東住吉区役所	0	0	0	0	0	0
	平野区役所	0	0	0	0	0	0
	西成区役所	0	0	0	0	0	0
	政策企画室	0	0	0	0	0	0
	危機管理室	0	0	0	0	0	0
	経済戦略局	0	0	0	0	0	0
	中央卸売市場	0	0	0	0	0	0
	万博推進局	0	0	0	0	0	0
	I R 推進局	0	0	0	0	0	0
	市民局	0	0	0	0	0	0
	財政局	0	0	0	0	0	0
	契約管財局	0	0	0	0	0	0
	大阪都市計画局	0	0	0	0	0	0
	計画調整局	0	0	0	0	0	0
	福祉局	0	0	0	0	0	0
	健康局	0	0	0	0	0	0
	こども青少年局	0	0	0	0	0	0
	環境局	0	0	0	0	0	0
	都市整備局	0	0	0	0	0	0
	建設局	0	0	0	0	0	0
	大阪港湾局	0	0	0	0	0	0
	会計室	0	0	0	0	0	0
	行政委員会事務局	0	0	0	0	0	0
小 計		2	0	2	0	0	0
大阪市会議長		0	0	0	0	0	0
教育委員会		0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会		0	0	0	0	0	0
人事委員会		0	0	0	0	0	0
監査委員		0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0	0	0
水道局長		0	0	0	0	0	0
消防長		0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人大阪市民病院機構		0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人大阪市博物館機構		0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人天王寺動物園		0	0	0	0	0	0
合 計		2	0	2	0	0	0

※ 1 権利濫用については、利用停止請求を却下する理由として「権利の濫用」の旨が明示されているものの件数

表 14 年度別・実施機関別決定件数（利用停止請求）

実施機関名		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
市 長	担当所属名					
	副首都推進局	0	1	0	0	0
	市政改革室	0	1	0	0	1
	デジタル統括室（旧 ICT 戦略室）	0	1	0	0	0
	人事室	0	1	0	—	—
	総務局	1	4	3	0	0
	都市交通局	0	1	0	0	0
	北区役所	3	1	1	0	0
	都島区役所	0	1	0	0	0
	福島区役所	0	1	0	0	0
	此花区役所	0	1	0	0	0
	中央区役所	0	1	0	0	0
	西区役所	0	1	0	0	0
	港区役所	0	1	0	0	0
	大正区役所	0	1	0	0	0
	天王寺区役所	0	1	0	0	0
	浪速区役所	0	1	0	0	0
	西淀川区役所	0	1	0	0	0
	淀川区役所	2	1	0	0	0
	東淀川区役所	0	1	0	0	0
	東成区役所	0	1	0	0	0
	生野区役所	0	1	16	0	0
	旭区役所	0	1	0	0	0
	城東区役所	0	1	0	0	0
	鶴見区役所	0	1	0	0	0
	阿倍野区役所	0	1	0	0	0
	住之江区役所	0	1	0	0	1
	住吉区役所	0	1	1	0	0
	東住吉区役所	1	1	0	0	0
	平野区役所	0	1	1	0	0
	西成区役所	0	1	0	0	0
	政策企画室	0	1	0	0	0
	危機管理室	0	1	0	0	0
	経済戦略局	0	1	0	0	0
	中央卸売市場	0	1	0	0	0
	万博推進局	—	—	0	0	0
	I R 推進局	0	1	0	0	0
	市民局	0	1	1	0	0
	財政局	1	1	0	1	0
	契約管財局	0	1	0	0	0
	大阪都市計画局	—	—	0	0	0
	計画調整局（旧 都市計画局）	0	1	0	0	0
	福祉局	1	1	0	0	0
	健康局	0	1	0	0	0
	こども青少年局	0	1	0	0	0
	環境局	0	1	0	0	0
	都市整備局	0	1	0	0	0
	建設局	0	1	0	0	0
	大阪港湾局（旧 港湾局）	0	1	0	0	0
	会計室	0	1	0	0	0
	行政委員会事務局	0	0	0	0	0
小 計		9	50	23	1	2
大阪市会議長		0	0	0	0	0
教育委員会		0	1	0	0	0
選挙管理委員会		0	1	0	0	0
人事委員会		0	1	0	0	0
監査委員		0	1	0	0	0
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0	0
水道局長		0	1	0	0	0
消防長		0	1	0	0	0
公立大学法人大阪市立大学		—	—	—	—	—
地方独立行政法人大阪市民病院機構		0	0	0	0	0
地方独立行政法人大阪市博物館機構		0	0	0	0	0
地方独立行政法人天王寺動物園		—	—	0	0	0
合 計		9	56	23	1	2

※ 1 万博推進局については、令和４年１月からの件数

※ 2 大阪都市計画局については、令和３年11月からの件数

表 15-1 不服申立ての状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
過年度繰越件数	35	157	377	450	306
新規件数	142	246	121	17	44
諮問件数	177	403	498	467	350
処理件数	15	18	44	161	57
(答申数)	(14)	(10)	(13)	(26)	(29)
取下げ件数	5	8	4	0	0
年度末 残諮問件数	157	377	450	306	293

表 15-2 令和5年度末残諮問件数の諮問年度別内訳

諮問年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
残諮問件数	161	86	2	44	293